

綾瀬市粗大ごみ取扱業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う一般家庭から排出される粗大ごみの取扱業務の円滑な推進を図るため、当該業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 粗大ごみとは、一般家庭の日常生活において不用とされた耐久消費財等の固形廃棄物で、1辺又は直径が50センチメートル以上2メートル未満を基準として、家具、家電製品、布団、じゅうたんなど、市が安全に収集できるものをいう。

(搬入場所)

第3条 綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。）別表第1上記以外の一般廃棄物の項第1号イに規定する市長が指定する場所は、綾瀬市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）とする。

(戸別収集の申込み及び収集日)

第4条 条例別表第1上記以外の一般廃棄物の項第1号アに規定する戸別収集（以下「戸別収集」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により申し込むものとする。

- (1) プラザへの電話申込み
- (2) プラザへの窓口申込み
- (3) 市長が認める電子情報処理組織による申請

2 受付は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 受付を行わない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月31日
- (2) 1月4日及び12月28日から同月30日まで（これらの日が日曜日である場合に限る。）

4 戸別収集は、月曜日から金曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

5 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に受付若しくは戸別収集を行い、又は受付若しくは戸別収集を行わないことができる。

(プラザへの搬入)

第5条 第3条に規定するプラザへの搬入は、火曜日から土曜日まで（1月1日から

同月3日まで及び12月28日から同月31日までを除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に搬入し、又は搬入を受け付けないことができる。

- 2 災害等により発生した粗大ごみは、高座清掃施設組合が運営する高座クリーンセンターに直接臨時搬入することができる。ただし、搬入にあたっては、高座清掃施設組合の規定によるものとする。

(個数の取扱い)

第6条 条例別表第1上記以外の一般廃棄物の項第1号に規定する粗大ごみ1個の取扱いについては、別に定めるものとする。

(取扱個数等の制限)

第7条 戸別収集の取扱個数は、1世帯1回当たり5個以内とする。ただし、居所の変更を伴う戸別収集である場合は、この限りではない。

- 2 プラザへの搬入に自動車を使用するときは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に定める貨物自動車運送事業の用に供する車両及び最大積載量が2トンを超える貨物自動車による搬入は認めないものとする。

(処理手数料の徴収方法)

第8条 条例第24条に規定する手数料は、現金(現金の納付に代わるものとして市長が指定する方法を含む。)により徴収する。

(戸別収集の持ち出し場所及び方法)

第9条 粗大ごみには、収集の前までに氏名と粗大ごみである旨を記載した張り紙を貼り、ベランダ等の建物に接する部分を除く屋外の収集しやすい場所に置いておくものとする。

(その他)

第10条 第2条に規定する粗大ごみに該当しないものであっても、戸別収集を希望し、市長が必要であると認めるとき、粗大ごみと同様に手数料を納付する場合には、同条の規定にかかわらず、粗大ごみとして取り扱うものとする。

- 2 特定家庭用機器再商品化施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する機械器具等市が排出禁止のごみとしているものについては、取り扱わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、粗大ごみ取扱業務の実施に関し必要な事項

は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の綾瀬市粗大ごみ戸別収集実施要綱第4条の規定により収集の申込みのあった粗大ごみの収集については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の綾瀬市粗大ごみ取扱業務実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申し込みのあった粗大ごみの取扱について適用し、同日以前に申し込みのあったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月19日から施行する。